

# 鳥取県公報

## 目次

◇條例 鳥取県税條例の一部改正  
合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車税の徴收の特例に關する條例

## 條例

鳥取県税條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
鳥取県條例第~~三十三~~<sup>四十二</sup>号

鳥取県税條例の一部を改正する條例

鳥取県税條例(昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一

号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項を次のように改める。

3 徴税吏員たる出納員は、時機により納税者又は特

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

別徴收義務者から徴收金又は納入金を收納すること  
ができる。

第八十二條第一項を次のように改める。

狩獵者税の納期は、狩獵免許の日から十一月三十日ま  
でとする。

第八十二條第二項中「第一期の納期開始後に」を「十一  
月十五日以後に」に改める。

## 附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年度分  
の果税から適用する。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車  
税の徴收の特例に關する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
鳥取県條例第~~三十三~~<sup>四十三</sup>号

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に對する  
自動車税の徴收の特例に關する條例

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)に基きこの條例を定める。

(この條例の目的)

第一條 この條例は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)以下「特例法」とする。(第四條第一項の規定に基き、自動車税の徴收について鳥取県税條例(昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一号)の特例を設けることを目的とする。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴收の方法)

第二條 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税は、この條例で定めるところにより、証紙徴收の方法によつて徴收する。

2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税條例第五十九條の規定にかゝらず毎年四月中(四月中以後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する別記第一号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならぬ。

3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に別記第二号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

(自動車税の税率)

第三條 自動車税の税率は、鳥取県税條例第五十七條の規定にかゝらず、左のとおりとする。

普通乗用車	年額	六千円
普通トラック	年額	一万三千円
小型乗用車	年額	二千円
モーターサイクル	年額	四百円
モータースクーター	年額	二百円

(自動車税納税済証のちよう、附等)

第四條 自動車税の納税者が自動車税に係る証紙に第二條第三項の検印を受けた場合においては、当該証紙を鳥取県税條例第六十三條第一項の証票と、当該納税義務者を当該証票を受けた者とみなして、同條例及び第六十四條の規定を適用する。

(過誤納金の還付手続)

第五條 過納又は誤納に係る徴收金の還付を受けようとする者は、鳥取県税條例第十一條第三項の規定による過誤納金還付請求書に左の書類を添付しなければならぬ。

一 自動車税の納税済証紙

二 自動車登録簿のまつ、消登記を受けたことの証明書

(規則えの委任)

第六條 この條例に定めるものを除く外、この條例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

2 昭和二十七年九月三十日までにおいて納税義務が発生した者に対する昭和二十七年年度の自動車税に限り、第二條第二項の規定中「毎年四月中(四月中以後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月中)」とあるのは、「昭和二十七年十一月一日から同月三十日まで」と読み替えるものとする。

3 鳥取県税條例の一部を次のように改める。

第四條の二中「及びこの條例を」、この條例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴收の特例に關する條例(昭和二十七年十一月鳥取県條例第三十三号)に改める。

